

研究開発法人の目標・評価指針の検討について

平成 26 年 2 月 3 日
評価専門調査会

1. 背景および目的

我が国の成長戦略上重要な役割を果たすべき研究開発型の独立行政法人（以下、研究開発法人）については、従来より、独立行政法人通則法の制度に基づき、目標の設定や業績評価が実施されている。

主として定型的な業務を効率的、効果的に実施することを主眼とした他の独立行政法人と同様のルールに基づいて目標設定や評価が行われ、固定的な目標に対する過去の活動の達成度評価に終始している、あるいは研究成果が将来どのような成果に結びつくのかといった将来を見越した評価となっておらず、研究成果の最大化につながっていないといった課題点が指摘されている。

研究開発法人に関して、長期性、不確実性、予見不可能性、専門性といった研究開発業務の特性を踏まえ、研究成果の最大化といった目的を実現するために適切な目標設定および評価の実施と、そのためのルールづくりが求められている。

また、特に、厳しい国際競争の中、科学技術イノベーションの基盤となる世界最高水準の成果を生み出す創造的業務を担う法人について、適切なマネジメントによる研究成果の最大化が求められている。

こうした状況を踏まえ、去る平成 25 年 12 月 24 日に閣議決定された「独立行政法人等に関する基本的な方針」において、研究開発法人の研究開発業務に係る目標設定や業績評価については、総合科学技術会議が研究開発の持つ特性や国際的な水準等を踏まえた指針を策定することとされた。

このため、評価専門調査会において、世界最高水準の研究成果が期待される法人に係るものも含め、研究開発法人の目標・評価指針の策定に向けた検討を進める。

2. 検討内容・検討項目

- ① 研究開発法人の目標設定および評価に関する現状と課題
- ② 研究開発法人の目標設定と評価のあり方
- ③ 目標・評価指針案のとりまとめ

3. 検討の進め方

総合科学技術会議の評価専門調査会において、研究開発法人部会（仮称）を設置し、評価指針原案の作成に向けた検討を進め、評価専門調査会で評価指針案をとりまとめる。

部会の構成については、評価専門調査会長が、評価専門調査会の議員・専門委員数名並びに外部の専門家・有識者数名を委員として選定する。

4. 検討スケジュール

平成26年6月頃を目途に、評価専門調査会において指針案のとりまとめを行う。

平成26年2月3日

評価専門調査会

- 検討の進め方および部会設置
- 意見交換

平成26年2月～5月

研究開発法人部会（3～4回程度開催）

- 研究開発法人における研究開発評価の現状と課題
- 研究開発法人の目標設定および評価についての方向性
- 目標・評価指針（素案）とりまとめ

平成26年6月

評価専門調査会

- 目標・評価指針案とりまとめ